

平成 27 年 決算審査特別委員会(総務分科会)

- 1 開催期日 平成 27 年 10 月 15 日 (月) 午前 9 時 59 分から午後 1 時 17 分
- 2 開催場所 本庁舎 3 階本会議場
- 3 出席委員 橋本委員長、板垣副委員長、野村委員、木村委員、川崎委員、
中川委員、坂本委員、
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外議員 なし
- 6 傍聴委員 滝決算審査特別委員会委員長、尾崎決算審査特別委員会副委員長
田辺委員、永井委員、藤田委員、大迫委員、山本委員、稲田委員、
鶴谷委員
- 7 市側出席者

【企画財政部】

企画財政部長	中 屋 直	企画財政部次長	川 村 裕 樹
政策広報課長	平 澤 肇	財政課長	田 中 宏 明
都市計画課長	諏 訪 博 紀	地方創生担当主査	橋 本 征 紀
財政・予算担当主査	佐 藤 亮		

【総務部】

総務部長	浜 田 薫	総務課長	仲 野 邦 廣
職員課長	千 葉 直 樹	行政管理課長	安 田 寿 文
秘書課長	岡 謙 一	税務課長	米 川 鉄 也
防災・庁舎建設課長	及 川 浩 司	総務・庁舎担当主査	杉 山 正 一
番号制度担当主査	林 奈 津 子	人事・厚生担当主査	佐 藤 直 人
情報推進担当主査	寺 岡 純	税務担当主査	宮 下 照 太 郎
市民税担当主査	荒 川 亨	資産税土地担当主査	今 井 信 幸
収納管理担当主査	永 坂 隆 之	納税担当主査	福 田 誠
防災・防衛担当主査	工 藤 秀 之		

【市民環境部】

市民環境部長 塚崎俊典 市民課長 榎本明嘉

【保健福祉部】

保健福祉部長 福島政則 子育て支援室長 木下隆司
保険年金課長 土山律子 子育て支援室保育課長 中居直人

【建設部】

建設部長 村上清志 建築課長 中島秀男

【経済部】

経済部長 藤木幹久 経済部次長 斎藤秀樹

【会計室】

会計室長 山崎克彦 会計課長 広田律
契約担当主査 佐々木正範

【監査委員事務局】

監査委員事務局長 工藤重幸 監査委員事務局次長 川口昭広

【教育部】

教育部長 水口真 教育部次長 櫻井芳信
教育部次長 鹿野秀一

【消防】

消防長 佐藤芳幸 消防本部次長 田埜裕司
消防署長 山口洋幸 総務課長 谷口定己
予防課長 郷路忠明 警防課長 本田高広
消防2課長 後藤英雄 救急指令課長 小室秀治
総務担当主査 菊池亮多 管理担当主査 和知真人
予防担当主査 小玉浩司 警防担当主査 柴崎啓仁
消防2担当主査 神代守 消防2担当主査 加藤弘之
指令1担当主査 鈴木幸夫 指令1担当主査 鈴木皇輝

8 事務局

事務局長 土谷 繁 書記 佐々木 貴 啓
書記 永澤 るみ子

9 傍聴者 なし

議事の経過

橋本委員長

おはようございます。ただいまから、決算審査特別委員会総務分科会を開会いたします。本分科会の日程は、すでに各委員に配布の「審査方法等協議資料」のとおりであります。各委員のご協力をいただき、日程どおり審査を進めたいと思いますので、皆様方のご協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

次に、質疑の回数についてでございますが、回数に制限はございません。一括して簡潔に質問されますようお願いいたします。また、答弁者におかれましても簡潔に答弁されますようお願い申し上げます。なお傍聴の取り扱いについては申し合わせのとおり許可したいと思っております。

それでは、議案第 15 号平成 26 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。初めに、一般会計のうち歳入の質疑を行います。木村委員。

木村委員

おはようございます。それでは数点お伺いします。最初に意見書の 18 ページ、市税の関係で、「26 年度は景気の上向きにより法人市民税や固定資産税が増加したことによるものである」と書いてあるのですが、これまで大口の滞納者とか平成 26 年度の滞納者の状況はここ数年減ってきているのかどうかお伺いしたいと思います。それと、差し押さえとか競売にかけられた状況もお伺いします。

それと 25 ページ、交通安全対策特別交付金で、「この交付金は交通反則金を元に道路交通安全施設の設置及び管理に要する経費に充てるため、交通事故発生件数及び人口集中地区の人口等基準にして交付されるものである」ということなのですが、今さら聞くのもあれなのですが、それで今回は収入済額が 1,097 万円執行率が 84.4%ということですけども、今言った関係で 26 年度の交通事故発生件数と道路交通安全施設の設置とは 26 年度は具体的に何を設置したのかお伺いいたします。

それと、コンビニ納付のここ数年の状況をお伺いいたします。

橋本委員長

米川課長。

米川税務課長

おはようございます。それでは今ご質問いただきました木村委員の質問にご答弁申し上げます。

まず、高額滞納者の方の状況ですけれども、数字だけ申し上げますと、一応大口は大体100万円以上と考えていますが、100万円から200万円が147名、200万円から300万円が51名、300万円から400万円が24名、400万円から500万円が7名、500万円から、飛びますが、1千万円の方が17名、あとは1千万以上の方が1名、あと2千万円以上の方が1名という状況になっています。

それから滞納されている方の状況ですけれども、25年度は5,418の方が滞納されました。26年度、昨年度は4,249名で、滞納されてる方の数は1169名減という状況になっています。

インターネット公売の状況ですが、昨年は1件で、落札金額としては1万5千円でした。内容は、カメラ、レンズ、あとスピードライト、フラッシュですか、そういったものをインターネットで公売しました。

それからコンビニ納付の状況ですが、コンビニ納付は、各税目とも増加しています。25年度が2万8,911件、26年度が3万390件で、1,479件の増加となっています。これについては固定資産税、個人市民税等々各税目ともコンビニ納付を利用させていただいてる方が増加してるということから、非常に利用しやすい納付方法ということで定着してきているのではないかとこのように考えます。

橋本委員長

榎本課長。

榎本市民課長

26年度の交通事故状況についてご答弁いたします。北広島市の状況ですが、交通事故件数は165件。前年比で30件の減少となっています。死者数は、2名。前年比でいいますと2名減少。負傷者数は、206名、前年比44名の減少となっています。

橋本委員長

米川課長。

米川税務課長

大口滞納者の方の増減ですが、数字的な押さえていませんが、毎年何名かの方は納税を

していただいていますので、数的には数件ずつではありますが減っているという状況でおさえています。

橋本委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 時 12 分

再 開 10 時 12 分

橋本委員長

休憩を解き再開いたします。

田中課長。

田中財政課長

交通安全交付金の充当の部分ですが、交通安全施設の維持管理費のほかに区画線の設置ですとか、カーブミラー、警戒標識等の作成に使っているところです。

橋本委員長

木村委員。

木村委員

ありがとうございます。最初に大口滞納者の関係なんですけど、かなりの金額、100万円以上から1,000万円以上という形で、かなりの金額の、人数も多いと思うんですけども、大口の方たちは今、徐々には返済しているということなんですけども、やはり何年もずっと、要するに大口滞納者の方はそんなに減らないで徐々には減っているけれども同じ方たちがずっと大口滞納者ということですね。その確認をしたいと思います。

それと、まず滞納者は1,460名。25年度と比べると減ってきてはいるんですけども、まず納税相談。それこそ一生懸命されていると思うんですけども、納税相談等とか督促というかそういう部分がある功を奏しているのかなと思うんですけども、やはり親身になって納税相談をしっかりとさせていただきたいと思うんですけども、その状況とかお伺いしたいと思います。

それともう一点が交通安全対策特別交付金ということで、どれくらいの交通事故発生件数であればどのくらいの金額になるのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。それで、信号機に関しては道のほうなので今お聞きしましたカーブミラーとか警戒標識とかありましたけれど、例えば、前も相談したことがありまして一時停止の標識はなかなか難しいということで、それこそ警戒の、何と言いますか、電信柱にここで一時止まってくだ

さいみたいな感じの市独自で付けていただいたのもこの費用になるのかお伺いしたいと思います。

橋本委員長

田中課長。

田中財政課長

具体的に反則件数に応じて交付される形になりますので、増加すれば基本的には増える要因になる可能性があると考えています。配分については、いろいろ道路延長とか交通発生件数とか、それと地区の問題、市街化区域ですとか人口集中地区ですとかそういった傾向の形で配分されますので、具体的に私どものほうでは現時点で押さえておりません。

橋本委員長

米川課長。

米川税務課長

それではまず大口滞納者の方についてお答えいたします。金額が大きくなるとなかなか一括して納税していただけるという状況にはないものですから、ほとんど同じ方が継続されているかなというふうに考えています。我々のほうとしては、全く納税がないというわけではなく、分納していただいて継続して財産調査ですとか滞納処分、差し押さえなどもさせていただいています。

それから納税相談については、昨年度で大体 1 万 1,000 件ほど相談を受けました。その中でいろいろ滞納されてる方の事情等も把握した上で適切な対応をさせていただいております。

橋本委員長

木村委員。

木村委員

交通安全対策特別交付金に関係ですけれども、平成 25 年度は予算現額のところを見ると 1,200 万円ですよ。それが 1300 万円ということでしたので、何かこの 100 万円の差があるのかははっきりわからないようなんですけれども、その点をお伺いしたいと思います。

それと滞納の関係なんですけれども、さっきインターネット競売の部分が 1 件で 1 万 5 千円ということだったんですけれども、大口滞納者で、例えばかなりの金額を滞納されている方のところとかで、1 件では少ないと思いますので、差し押さえや競売に掛けるものがなかったのか色々考えてしまうのですが、その辺をお伺いいたします。

橋本委員長

米川課長。

米川税務課長

インターネット公売の件ですけれども、高額滞納者の方が公売に掛けられるようなものをお持ちかどうかという搜索的なところもありますので、われわれのほうではまだそこまで考えてはいません。

滞納された方との相談の中で、物として提供できるものがあるかどうか確認させていただいた上で、物があればそれをインターネット競売に掛けるという状況です。

橋本委員長

田中課長

田中財政課長

交通安全交付金の予算額の関係ですが、国のほうで示される地方財政計画というのがあるのですが、それが年間どのような傾向にあるかというのがあります。それを基にするのですが、地財計画では若干減ってはいるのですけれども、これまでの経過等を踏まえまして若干増加したところです。

橋本委員長

ほかに質疑ございませんか。

川崎委員。

川崎委員

成果に関する報告書の最初のところの歳入決算の状況について、数字だけのお尋ねになりますけれども4点ほどお聞きをしたいと思います。

まず大きなところで国庫支出金がありますが、これが約40億円の予算に対して36億円の決算であったということだったんですが、前年度から見ると約4億数千万円の増があったんですけども、この予算と決算の差といいますか、25年度決算で32億円のものが40億円まで伸ばした経緯とそれに対する実際の36億円に移管する、3億8,000万円くらいの減になると思うんですけども、この思惑はずれといいますかね、これの数字的なことはどうということなのか説明していただきたい。

それともうひとつ上に上がりますけども、自動車取得税交付金なんですけども、前年度約5,400万円ぐらいの決算であったところ、予算としては3,500万円の予算を組んだんですけども、実態は約2,300万円程度にしかならなかった。この辺の自動車税の導入の関係とかそういったことと関係があるかどうかなんですけども、ばらつきについてちょっとご説明

を願いたい。

それからもう一つ、株式等譲渡所得割交付金についてですが、これは予算に対して 630% という大きな収入率になってるんですが、これはちょっと予想が難しいかなとは思いますが、それでもこれについてどういうふうな所見をお持ちかお聞きをしたい。

それからもう 1 点、繰入金のところなんですが、予算が 5 億 4,300 万円に対して 2,300 万円の決算であった。前年度は 6,000 万円程度であったようでございますけれども、これについてちょっと多分補正のときにこれら 4 点についての説明があったかと思えますけれども、今回改めて説明を願いたい。

橋本委員長

田中課長。

田中財政課長

まず国庫補助金についてでございますけれども、国庫補助金是对前年に比べて普通建設事業等々が、市営住宅等々の部分が増えておりまして、そういった部分で国庫補助金が対前年に比べて増えておりますけれども、当初予算ベースで比較してどうなのかということですが、その辺は民生費の部分で思った以上に支出がなかったという部分で見合いの補助金も減っているというところでございます。

それと 2 点目の自動車取得税交付金についてでございます。これは制度改正がありまして、段階的に引き下がっていく 27 年度で消費税の 10% に向けてだんだん廃止されていく傾向にある部分でございます。そういった傾向を受けて取得税交付金、地財計画も減っておりますし、その形で変化してきたというところでございます。

それと株式譲渡割交付金については、なかなかちょっと推測が難しい部分でございます。こういった部分も地財計画等とのいろいろな部分を見て予算編成しますけれども、実際は株式売買という部分がございますので、その辺の動きとなかなか予測できない部分がございます。

それと繰入金については、今年度決算を迎えるにあたって一般財源で市税が伸びた部分等々ありまして当初予定していた部分を取り崩さないで、基金からの繰入金を取り崩さないということをした結果ということでございます。

橋本委員長

川崎委員。

川崎委員

まず株式譲渡について、ここ 5 年を見てもわからないのだと思うけれども、前年度との比較でいくとやや 1 千万円を超えているわけだけれども、この 240 万円という数字

が変動の幅の範囲なのかどうか。結果的に 630%という大きな思惑違いというか、そういう部分はいただけないかなというふうに思うので、過去 5 年ぐらいの統計によって予算を組むべきではないかというふうに思います。その統計が 240 万円であればこれは仕方ないことなんでしょうけれども、そんなに大きな違いは出てこないんじゃないかということで、これについては次の予算を注目していきたいなと思います。

それともう一つちょっと説明してほしいんですけども、消費税の関係で制度が変わったというざっぱくな説明だったんですけども、自動車取得税交付金についてもう少し詳しく説明してもらいたい。どういう制度が変わってどうなったのか。それから消費税との関係はどうなったのかということで説明をしていただきたい。

それから国庫支出金に関してはこれもいろいろあるだろうけど、やっぱり 3 億 8,000 万円という大きな違いがある。そして前年度の違いは約 8 億円くらい違う予算を組んでいたということで、予算の中でどれだけのファクターを占める事業があったのか。これについてちょっと積み上げになると思うんですけども、もうちょっと詳しく説明していただきたい。その 3 点お願いします。

橋本委員長

中屋企画財政部長。

中屋企画財政部長

私のほうから株式譲渡の関係の推計と実績の差という部分についてご説明を申し上げたいと思います。この交付金については、株式売買するときの株価によって大きく影響を受けるということでございます。26 年度の当初予算 240 万円ということなんですけど、前年度の予算が 120 万円ということで地財の動きも 6 割から 7 割は増加するだろうという前提のもとに 240 万円という計上をさせていただきました。この交付金が 3 月末に入るということで、非常に 1 月の段階では今年度の決算がどの程度になるかという部分は推計が難しいということで、24 年度は約 200 万円だったということではありますけど、25 年 3 月末に約 2,000 万円ぐらいの収入があったということで、その実績から見るとちょっと推計の割合と違ってはくるんですけど、予算の段階として過去の推移、それから前年度の予算を見て 240 万円を計上したと。その結果収入とした 1,500 万円ということで、予算との乖離が生じたという状況でございます。

橋本委員長

田中課長

田中財政課長

自動車取得税の関係ですが、制度改正等々もありますが買い控えの影響もあるんじゃない

いかというところですか。それと消費税になった段階でどの程度変わるかという部分については、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

それと国庫補助金の減額分ですけども、27年へ繰越金にまわった部分があるのと、障がい福祉系で相当数の執行残等が出ています。そういった影響が大きいというふうに考えております。

橋本委員長

川崎委員。

川崎委員

これはやっぱり自動車を購入するというのは経済を示すバロメーターだというふうに思いますので、そういう意味ではこの部分はしっかりとやっぱり分析をしていただいて、そして次の予算に結びつけるとか数年後のそういった事業に向けての一つのデータになるのではないかと思いますので、少し細かい分析をお願いして質問を終わります。

橋本委員長

ほかにございませんか。

板垣委員。

板垣委員

それでは私のほうから木村議員のご質問と重なるんですけども、滞納あるいは不能欠損、差し押さえなどについてお伺いをさせていただきたいと思います。なぜ差し押さえをするのか。差し押さえる理由と効果をちょっとお伺いしたいんですけども、資料要求でいただいた状況を見ますと、不動産の差し押さえ、土地、家屋などの差し押さえが2013年度16件から2014年度94件にかなり大幅に増えているわけですね。これはどうしてこのような大幅な増になったのか。

また、差し押さえる全体の件数も467件から543件とかなり増えております。差し押さえるの対象となる滞納額も2億4,900万から3億2,200万と増えているんですけども、なぜこのような差し押さえが増えてきているのか。まずその辺のところからお伺いします。

橋本委員長

米川課長。

米川税務課長

滞納処分については、板垣委員のおっしゃられた件数を対応していますが、まず滞納処分については、税の基本となります公平、それから公正を第一義というふうに考えていま

す。

それから、納税については一時的なものではなく継続的な行為ですから、今後もスムーズな納税につなげていただけたということが非常に大切で、差し押さえのような滞納処分については、自主納付につながるできないと我々のほうで判断したときに実行しています。

ただ、我々としては厳格な回収のみに捉われてはいけないということで、生活困窮される方に対しての社会的配慮ですとか自立支援の誘導も目指したうえで滞納処分をやらせていただいております。

それから効果については、非常にいろいろ相談をさせていただいても納税になかなか向いていただけない、非常に硬直した案件になった場合にこういった形で差し押さえを実行させていただくことで硬直した事案を動かすという効果がございます。

ただ、我々のほうとしましては差し押さえをして、すぐ換価するというスタンスはとってはいません。あくまでも自主納付につながるような形で対応させていただいているというところです。

橋本委員長

板垣委員。

板垣委員

滞納、即差し押さえだというようなことも決してあってはならない、やられてはならないと思いますけれども、それなりの丁寧な対応はされていると思うんですけれども、差し押さえすることによりまして時効が中断されるとかというような、本来差し押さえしなければ5年で時効が成立してしまったものも、差し押さえすればその後ずっと納税してもらえというようなそういう形になると思うんですけれども、その辺の差し押さえによる効果が出ているのかどうかについてもちょっとお伺いいたします。

先ほどもお答えいただきましたけれども、納税相談の件数が1万1,000件ですか。非常に多いようなんですけれども、もう少し詳しくは具体的にどのような形で、例えば、2カ月3カ月おきに納税相談をさせていただいているのかどうか。具体的に納税相談をどのようにされてるのかについてお伺いいたします。

一方、結果がもしもありませんけれども、分納誓約なんかもかなり増えてきているのではないかなと。1,100件ぐらいのところから1,800件ぐらいまで増えてきているから、納税相談の、その結果なのかもしれないけれども、この分納誓約の状況等についてもお伺いをいたします。それから滞納処分の執行停止も、2013年170件から257件に2014年は増えているということなんですけれども、この訳などについてもお伺いをいたします。

橋本委員長

米川課長。

米川税務課長

まず時効の中断の効果について説明いたします。委員のご指摘のとおり差し押さえをさせていただくことで通常 5 年で終わるものがそこで一旦中断をしますので、そこからまた時効が伸びるという制度になっています。我々としては、そういった形でやはり納税については、先ほども言いましたけれども、公平公正ということを第一義としておりますので、特に納期内納付をしていただいている納税者の方のこともやっぱり考えたときには、可能な限り納税をしていただけるような環境づくりに努めていかなければならないということで、滞納処分をやらせていただいているところであります。

それから次に相談の内容ですけれども、相談内容については一応おおむね 3 カ月から 6 カ月ぐらい納付をしていただいた後、また、その方の生活の状況に変更がないのか、どういふ状況になられてるかということも確認しなければいけないので、納付をして来庁していただいた時などに納税相談をさせていただいたり、ご本人様から申し出があったときに時間を設定して納税相談をさせていただいているという状況です。

それから次に分納誓約の状況ですが、分納は数で申し上げますと年々増えていますが、平成 25 年で 2,710 件ありましたが、26 年度では 3,076 件ということで 366 件ほど増えていきます。これも納税相談をさせていただいた結果、一括では無理だけれども分納ということで納めていただけるということで、ご本人との話し合いの中で、こういった形で滞納に関しては対応させていただいています。

それから最後に処分停止に関しては、処分停止の増加については 25 年度が 170 件、それから 26 年度が 257 件ですけれども、この処分の増加については、先ほども申し上げましたけれども、その方の担税力を的確に判断させていただくため、滞納された早期に財産調査、それから実態調査等を実施して滞納されている方の状況を把握した上で積極的に我々のほうも処分停止をかけているという状況です。

橋本委員長

板垣委員。

板垣委員

状況に応じて処分停止をしているということですが、私の相談いただいた経験などからすると、分割納付の相談等についても滞納者の市民の生活を加味したような形になっていないというところが往々にして見られました。とにかく滞納がこれだけだから、例えば 1,000 円、2,000 円の分割納付ではもう全然減らないのだから、もっと 1 万円 2 万円にしてくれとかそういう滞納額見合いの分割納付ということだけに目をとられているような

感じで、その生活実態に基づいて本当に支払える能力がどれだけあるのか、その支払能力に応じた形での分割納付、相談というのをもう少しきめ細やかにやっていただきたいというふうに要望しておきます。

差し押さえ、あるいは納税相談などによって納税していただくというようなことによって、本来ならば不納欠損というのが減っていったほうがいいのではないかと思うんですけども、減っている状況かと申しますとそうではないのではないかと思います。個人市民税の不納欠損などは 2,100 万円から 1,636 万円、これは少し減っているのかもしれませんがけれども、とりわけちょっとここでは対象外かもしれませんが、国保税を見ますと、国保税の不納欠損というのは 4,300 万円から 5,500 万円に結構増えているんですよね。なぜこのように不納欠損が増えるのかについてお伺いいたします。

橋本委員長

米川課長

米川税務課長

不納欠損の金額は、今ご指摘いただいたように市税全体になりますが、25 年度でおおむね 3,600 万円。それから 26 年度で 3,300 万円ということで金額は減っています。ただ件数ですけれども、25 年度が 633 件、それから 26 年度が 733 件ということで不納欠損させていただいた件数は、実は 100 件ほど増えています。これについては件数は増えているのですが、25 年度とか前年度と比べまして 1 人当たりの額が減っているということで、件数は増えているのですが総体的な額が減っているという状況になっています。

橋本委員長

野村委員。

野村委員

それでは 1 点だけお聞きします。先ほどの木村真千子委員の関連で聞きたいのですが、実はあの団地の中は少子高齢化で結構空き家が多いですよ。それで私の知っている人も初め奥さんが亡くなって、そのあとご主人が亡くなった。ご主人も急に亡くなったからその人方には子どもがいないというふうなことで、もう 5、6 年経ってもその家に人が入ったふうな感じもしないし、あるいは誰か身寄りがおそらくいなかったと思うんでそういうふうなことになってくると、先ほどからこの滞納者の部分で 100 万円から 200 万円が 147 人とかたくさんいらっしゃいますでしょう。それで、そういう誰か親戚がいて相続して家とかそういう固定資産税を払う人がいればいいんだけども、そうでないような人がいたとしてあるいはそれをそのまま放置することによって税金は払ってもらえないと。また空き家はずっと続くと、非常にいろんな部分で問題が生じるというふうなことがあるんじゃない

かなと思うんですね。そういうふうな実態は、実際北広島は特に団地の中では起きているような気がするのだけでも、そういうことは把握してまずでしょうか。滞納者の中であるかどうか。そういう払ってくださいといっても相手がちゃんといないという。

橋本委員長

米川課長。

米川税務課長

今言われました、家屋はあるけれども長期間にわたって住んでいる方もいらっしゃる、それから相続される方もいらっしゃるという場合の空き家に関しては、税務を越えた話になるかもしれませんが、他の市町村、近郊でもそういった現象はだんだん起きているのではないかとこのように感じています。現在、実際に空き家、空き地問題というのがクローズアップされてきておりますので、そういった状況はうちも含め、他の市町村もあるのではないかと考えております。その中で滞納されている方で、そういった方がいらっしゃるかどうかというのは正確に把握していませんが、空き家についてはあるのではないかと思います。

ただ、固定資産以外ですと税金のほうに関しては、不納欠損みたいな形で少し落としたりはしますけれど、固定の場合は登記簿上の所有者がいらっしゃいますので、その方のほうに課税をさせていただくという状況でやっています。

ただ、状況としては固定資産税で委員がおっしゃったような状況の滞納者の方は、そんなに多くはないのではないかなというふうには考えています。

橋本委員長

野村委員。

野村委員

今の段階ではどこがというのはわからないってということなんですね。それで、たまたま私が今はそういうふうなことを問題提起している中で、これからそういうふうなことが非常に出てくると危惧されるということと、その対応として実際先ほど言った、プライバシーの問題もいろいろあるから私も突っ込んでその場所とかそういうのも調べることも自分自身では調べることはできないのだけでも、でも本当はそういうふうになったときに早く処理して、どんどんこういう滞納額の中に増えていくということも必要だろうし、あと、もしかしたら、それをうまく最終的には競売か何かをやって市税を、あるいは国税とかそういうのも分かれて取られると思うんだけど、そこまでいかなくてもそういうふうなことが想定できるようなところは、それを早めに何らかの形でできないか。そしてそれを今シティーセールスの中で、北広島に住んでもらいたいという中で、本当そういう所有者が

はっきりしないような家があって、市として将来的に不納欠損なり公売、競売なりかけてやるというよりは、早目に対応できれば財産として活用して人に住んでもらうとかそういうことも可能じゃないかなと。そういう研究をしていただきたいなということ。

あともう一つ、実はそこまでいかないにしても結構今北広島に住んでて両親が死んだと。でも、東京とか、札幌とかそういうところに子どもとかいると。でも、税金的にはちっちゃな納屋か何か残っていて、ボロボロなんだけど一応形として残っているわけだから、半永久的に1万円ぐらいとか払わなくてはいけないとそういうことで、苦情というか困ってる人の相談を受けるんですよね。そういう時は放棄とかそういうふうなことをすれば払わなくていいのか。その時にそういうのは市の財産になるのか。そこら辺のところを教えてください。

橋本委員長

米川課長。

米川税務課長

あくまでも固定資産税は、登記簿上の所有者の方に賦課させていただきますが、いろいろな事情で相続放棄され、所有者がいないという場合については、私どものほうでは順次戸籍等調べて、追跡調査をしていくというのが実態です。それでもどうしても最終的な所有者が見つからないというのは今までちょっと出てきてはいないので、何らかの形で親族の方に接触させていただいてやっておりますけれども、最終的にそれが所有者がいないという状況になったときは、我々のほうも今後研究していかなきゃいけないというふうに考えております。

橋本委員長

野村委員。

野村委員

親戚の方が納屋があってコンクリートか何かでなってるから税金を取られるというふうなことで、でもそんなものも使えないし要らないわけですよ。ただ税金だけは毎年来るから振り込んで。遠い所に住んでる人がね。その時は結局相続を放棄すれば、そのお金を払わなくていいということで理解していいんですか。

橋本委員長

米川課長。

米川税務課長

その方だけとれば、相続放棄されればいかなくなります。ただ、そういった場合われわれのほうに取り壊すということでご一報いただいて、実際にそれが取り壊されていればその段階で固定資産のほうはかからなくなるというのもありますので、お使いでないそういった物置等の家屋があればご一報いただいて壊されたほうがいいのではないかなというふうに考えております。

橋本委員長

ほかにございませんでしょうか。

田中課長。

田中財政課長

先ほどの川崎議員のご質問にありました自動車取得税の見直しについてですが、消費税法施行に向けて平成 26 年度の税制改正で自動車取得税の税率数が改正されています。自家用自動車について 5%から 3%へ、営業用自動車、軽自動車については 3%から 2%へ、これは 26 年 4 月から自動車税が改正されています。本来、27 年 10 月に自動車取得税、消費税 10%を前提として廃止されるということがその段階で税制のほう盛り込まれていますので、そういった経過も踏まえていたということですが、今後についても国の動き等々を見ながら適正に予算推計はしていきたいと思っています。

橋本委員長

米川課長。

米川税務課長

先ほどの野村委員の質疑について答弁した内容について詳細に答えさせていただきます。まず、相続放棄ですけれども、一応その方が亡くなられてから、相続人になられる方が 3 か月以内に相続放棄をしなければいけないというふうになっています。例えば、納屋がありました。預金ですとか保険ですかそういったものも全部含めて相続放棄をしなければいけないと。なので、この家屋だけは使わないから相続放棄しますよという手続きはとれないとなっています。

それからあと親族の皆様が仮に相続放棄をされまして、実際に所有者が確定できないといった場合については、裁判所の方で相続管財人というのを設定して、そちらのほうで裁判所を通じてその物件を売買して、それを買われた方に今度、我々のほうは課税をさせていただくという流れにあります。

橋本委員長

ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶものあり）

橋本委員長

以上で、歳入の質疑を終わります。

次は歳出の議会費ですが、質問のある方はいらっしゃいますか。
（「なし」と呼ぶものあり）

橋本委員長

以上で、議会費の質疑を終わります。
暫時休憩いたします。

休 憩 10時57分
再 開 10時59分

橋本委員長

休憩を解き再開いたします。

次に、総務費のうち、出張所費を除く総務管理費、企画費の企画総務費、都市計画調査費、広報費、交通対策費のうち、生活バス路線確保対策事業、市民生活費のうち、男女共同参画推進事業、市民協働推進事業のうち、市民協働推進事業、市民参加推進事業、地域住民生活等緊急支援費、徴税费、選挙費、統計調査費及び監査委員費の質疑を行います。
質疑をお受けします。木村委員。

木村委員

それでは2点お伺いします。まずは、決算書の95ページ財政管理経費ということで質問をしたいと思います。今回決算するに当たって予算書と比較して見てみたんですけども、予算では333万7千円だったのが、この経営財政管理経費の部分で計算では9,435万3,511円だったんですね。それで中身を見ていくと、積立金の部分があり予算現額90万円だったのがこの部分が8,089万3,156円になっているのでこの部分が増加したと思うんですけども、これ予算の段階では計上できなかったのかお伺いしたいと思います。

それともう1点、決算書の109ページ、主要政策の54ページの部分で地域交通システム検討事業ということで、26年度は25年度に実施した乗合タクシー実証運行にかかるアンケート調査等による公共交通のあり方等の検討ということであります。そこで、私この検討結果を伺ったのか、再度評価と検証の結果をお伺いします。その同じところでモビリティ

マネジメント学校事業の実施 1 校とありますが、どこの学校で行われたのかと、この内容について伺います。

橋本委員長

田中課長。

田中財政課長

財政管理費の件ですが、財政管理費の 8 千万円の増加の部分については、今年の 3 月補正予算で 9,135 万 6 千円を補正していますが、3 月補正の段階で財政調整基金等積み立てという形で増やしたという経緯です。当初できなかったのかということですが、財政の収支見通しを図りながら積み立てをやっていく形になりますので、3 月補正ということになったということです。

橋本委員長

川村次長。

川村企画財政部次長

地域交通システムの検討の関係ですけれども、まず乗合タクシーの実証運行のアンケートについては、昨年の 4 月末から 5 月にかけて対象者 330 名に対しアンケートを行い、回収率 40%でした。この中では「なぜ利用しなかったのですか」とか「どうして低調だったのか」という理由もいろいろ聞いたんですが、やはり現状としては自家用車を利用しているという方が圧倒的に多いのが現状でした。ただ、今は必要ないが今後必要となってくるだろうという方も 5 割以上いらっしゃって、そういったニーズの把握はできたのかなということです。アンケート結果から見ますと、当面はこういった制度については必要ないと考えていますが、将来的には、今後の高齢化も踏まえて、何らかの対応が必要だということので引き続き検討課題として捉えています。

それから、モビリティマネジメントの関係は、昨年 9 月に西部小学校の 2 年生 53 名を対象に、実際に路線バスを入れて乗り方を教えたり、大学の先生から公共交通の良さ等含めた講義を行ったところです。

橋本委員長

木村委員。

木村委員

まずモビリティマネジメント。今後特に団地地区も含めてバスの利用が減少してきている中で、今後増やす、または実施されるのかどうか伺います。

それと、地域交通の部分で、実証運行の部分で今までは公共交通のないところが対象だったと思うんですけども、今後どのような形で、例えば団地地区、特に高齢者の方を対象に行っていくとかそういうのも考えているのかどうかお伺いしたいと思います。

もう 1 点。財政管理経費ということで、すいません勉強不足で、毎年大体このような金額、今回は補正予算したみたいですけども、このような幅があるのかどうかお伺いいたします。

橋本委員長

川村次長

川村企画財政部次長

まずモビリティマネジメント、学校への取り組みですけども、平成 25 年度は西の里小学校と緑陽中学校の 2 校で同じような内容を行いました。この取り組みですが、授業の一環として取り組んでいただくこととなりますので、来年度に向けては教育委員会と調整しながらこれらの取り組みを進めていきたいと考えています。それから、今後の公共交通のあり方という中では現在、地方創生の総合戦略の中でも現状走っている公共交通の維持確保に加えて、今後望ましい公共交通の体制については抜本的に検討する必要があるというふうに考えていて、今作業を進めています。その中の手法として、こういった取り組みがいいのかということは当然費用と効果とそれからニーズも含めた総合的な検討が必要と思われるので、これについては今後引き続き協議をしていきたいというふうに考えています。

橋本委員長

田中課長。

田中財政課長

財政管理費の積み立てが毎年度を行われているのかということでございますが、財政的な収支の部分で平成 25 年度も 1 億円程度を積み立てしています。繰越利益剰余金のあり方については、色々ご指摘もございまして、なるべく財政調整基金という部分に積んでいくという形をとったところです。

橋本委員長

木村委員。

木村委員

公共交通の地域交通システムの部分で、私 3 月の代表質問でも質問させていただきましたが、今後団地地域に限っていくのか。アンケート調査を再度行っていくべきではないか

ということで質問させていただきましたが、その点についてお伺いします。

橋本委員長

川村次長。

川村企画財政部次長

今のアンケートというお話がありましたが、平成 27 年度に入りまして、各住区にそれぞれ職員が出向きまして、実際の利用状況、またその要望等をお聞きしてまいりました。直接多くの方を対象にアンケートという形を今年度実施していませんが、まずはその地域の実態の声ということではお聞きしたところです。

橋本委員長

ほかにございませんか。

板垣委員。

板垣委員

それでは 105 ページの総合内部情報システム管理事業、あるいは基幹関係情報システム管理事業、情報通信基盤設備管理事業等についてお伺いをいたしますけれども、これらのこの情報システムの管理・改定についてなんです、マイナンバー制度に対応するためにどのシステムを変えたのか。あるいは、今後また変える予定はあるのかまずはお伺いしたいというように思います。

それから情報通信基盤設備管理事業においては、事務用パソコンの維持・更新を行うというようにありますけれども、まず事務用パソコンの台数あるいは、平成 26 年度あるいは 27 年度に更新を行った台数だとか計画等についてどのようになっているのかお伺いいたします。

それから総合内部情報システム管理事業におきましては、文書管理や電子決済システムの運用を行うというようにありますけれども、文書管理がどのように改善されたのか。そして電子決裁がどのように進んでいるのかお伺いをいたします。

それから情報化施策推進事業については、一応電子申請を 27 年 3 月まででストップするというようなことでしたけれども、この停止の理由についてもう一度お伺いいたします。それから地域 SNS 「しゃべねっと」についても停止の理由についてお聞かせください。

それからこの情報化施策推進事業で事務事業評価調査におきましては、事業費 640 万 7 千円というように事業費計上されておりますけれども、これは決算書のどこに計上されているのかお伺いいたします。

文書管理運営事業についてお伺いいたしますけれども、私もそうですが文書はもう PDF 化処理をしてパソコンでのファイルに変えているわけですがけれども、公文書の管理もこ

うのようなPDF化によって半永久的に保存できる状態になっているのではないかなと思います。ついではその公文書管理の規程、あり方についてもその5年保存だとかあるいは10年保存という管理規程を見直す時期にきているのではないかなと思いますけれども、これについて伺います。

橋本委員長

安田課長。

安田行政管理課長

まず1点目のマイナンバーに伴う改修ですが、住基システム、それと税システムを現在改修しているところと、団体総合利用番号連携サーバーというものがあり、これについても新しく構築をしたところです。

続きまして、パソコンの更新台数は、昨年度47台を改修しているところで、今年度については、今後のパソコンの扱い方の変更を考えており、現在150台の更新を考えているところです。

続きまして電子申請の停止理由、それとSNSの停止理由についてですが、まず電子申請については、平成18年度から本市は開始していました。ただ、この間利用が実際にあったのは平成19年1件、平成20年1件、平成21年2件、平成22年1件ということで、過去9年間で5件の申請しかないという状況だったことから、27年3月をもっていったん中止という形を取らせていただいています。今後のマイナンバー等の絡みにより、またその辺の利用が促進される可能性もありますので、そのときにはもう1回見直しを考えていくという形で、現在はいったん止めたということにしています。

それと地域SNSについても、本市については19年度から行っています。当初登録者が全体で156件とありましたが、平成23年くらいから大幅に減ってきて、昨年度26年1月現在で24件の登録しかないということで、当初やっていたときから変わってきて、Facebookですとかそういう形への移行が多くなってきたということもあり、地域SNSについては廃止したということです。

続きまして電子決裁及び文書管理の分ですが、電子決裁は現在課長職までの決裁については電子決裁で行っております。それまでは全て押印で決定書を取っていたのですが、現在課長職までについては試行ではありますが、電子決裁ということにしています。同じくあわせて文書管理もそこで行っていますが、部長職、市長までいくものについては、システムで作成をした中で打ち出して押印する形で現在行っているところです。文書管理システムによりまして実際には文書の管理がすべてパソコン上で保存が現在されて管理できているということになりますので、まだ完全ではないんですが今後の文書管理については、そういうデータ保存も可能になっていくのではないかなというふうに考えております。

続きまして、順番が前後したら申し訳ないですが、文書管理の見直しについてですが、

現在板垣委員が言うように公文書の管理規程も変わってきているということで、来年度に向けて文書の管理のやり方自体を検討しているところです。新庁舎への移転もありますのでそれに合わせた形で公文書自体の保存のあり方、それにあわせて規程の見直しを今後検討していくこととしているところです。

橋本委員長

板垣委員

板垣委員

文書管理のほうからいきたいと思いますけれども、私の経験では今まで情報開示請求等においても規定によって5年以上前のものについては保存されておきませんのでお答えできませんとか、そういうようなことで答えていただけなかったというようなこともあるんですよね。今後そういうことのないように、規定としてある程度残さないといけないのかもしれませんが、今おっしゃられたようにデータとしても何十年も前のデータもきちんと保存できるわけですから、やはりそれなりの対応をしていただきたいというように思います。

それから文書管理運営事業については、管理施設は現在青葉浄水場が担っていると思いますけれども、用途変更に伴って変わるとは思うんですけれども、新庁舎建設に伴ってこちらに移ってくるのかどうかその辺をお聞かせください。

マイナンバーの対応についてですけれども、基幹系情報システム管理事業についてマイナンバー制度対応というように改善が進められてきたかと思うのですが、平成26年度になって、今まではこの情報システムについては全部一般財源でやられていたようなんですけれども、平成26年度は事務事業評価によりまして8,387万5千円の事業費のうち1,518万1千円が国の支出金になったということなんですけれども、マイナンバー制度に伴う改善でしたら全部、あるいは少なくとも半分以上は国庫補助で行われるべきだと思いますけれども、実際にそういうような形になっているのかどうかお伺いいたします。

それから総合内部情報システム管理事業におきましても番号制度対応という形になっておりますけれども、平成27年度システムの更新はなされたのかどうか。あるいはそれ以前になされているのかどうかについてお伺いをいたします。

それから基幹系情報システムに戻りますけれども、自治体クラウド型サービスに移行するというので、よく私もわからないんですけれども、移行するための検討を行ってきているということなんですけれども、市独自から自治体クラウド型に移行することについてはセキュリティ対策がもう確実に担保されているのか、どこまで検討が進んでいるのかお伺いをいたします。

それから情報通信基盤設備管理事業について、平成27年度パソコンの更新は150台というようにお伺いしましたが、市役所全体でパソコンが何台あるのか、そして今後の

更新計画等についてもお聞かせいただきたいと思います。特に事務事業評価で見ますと、情報推進基盤整備事業においては、平成 26 年度直接事業費が 6,146 万 7 千円だったのが 27 年度もほぼ同額ですけれども、28 年度に 1 億 2,900 万円という形に倍増しているわけですから、これはどういうことで倍増になっているのかをお伺いをいたします。

それから総合内部情報システム管理事業については電子決裁によりましてペーパーレス化を進めるということだったと思いますけれども、実際にどの程度ペーパーレス化が進んでいるのか、データがあればお聞かせいただきたいと思いますというように思います。

橋本委員長

安田課長。

安田行政管理課長

最初に文書管理の分ですが、板垣委員が言われるようにデータをずっと残しておけばということになっておりますが、文書管理規程においてデータで残したとしても 5 年になれば廃棄していくというのをシステム上行う予定となっております。

それと現在、公文書の保管場所ですが、青葉浄水場とフレンドリーセンターにそれぞれ保管をしています。今後、新庁舎に合わせて、まだ正式に決まっていませんが、こちらに移管というふうには考えておりますが、その前に整理も相当しなければならないということで、全部は持って来られないという部分もありますのでその辺は整理していこうと考えています。

続きまして自治体型クラウドの検討ということですが、これは現在国のほうで各市町村でそれぞれ持つのではなくて、別な場所でシステムを持ってそこからラインでやるという形なんです。本市では検討はしていますが現段階では自治体クラウドに移行する状況ではないというふうに判断をしているところです。

それとパソコンの更新で、先ほど 26 年度で 47 台、今年度 150 台と言いましたが、市全体で保有しているパソコンは、学校等も含めまして、全部で約 2,200 台となっております。内訳としては、学校で約 1,200 台、図書館は施設予約ですとかそういうのもありますので、市図書館のほうの関係で約 200 台、あとは市の職員として約 800 台を現在保有しています。今後の更新計画ということで 28 年度倍増の約 1 億 2,900 万円となっていると思いますが、これについては新庁舎のネットワーク構築を行うという形になりますので、28 年度についてはその分が増えるというふうになっています。パソコンの更新については、大体 5 年を目処に随時更新できる分は更新していくという形で現在行っているところです。

橋本委員長

仲野課長。

仲野総務課長

それではマイナンバー絡みのシステム変更の補助金について説明をします。国においてはマイナンバー関係のシステム変更等について全額補助するという形で言われていますが、実際は基準がありまして、その基準が上限ということになっています。平成26年度に関しては、一部税システム番号制度のシステム改修については、全額出ていない部分もありますが、それ以外では交付税対応ということで、それを含めて全額の補助をするというような考え方を国は持っているようです。

橋本委員長

安田課長。

安田行政管理課長

電子決裁によるペーパーレスの部分ですが、現在、全体の10%程が電子決裁で行われていますので、その部分が実際にペーパーレス化が進んでいるということになります。まだまだ今後電子決裁については推進していきたいというふうに考えています。

橋本委員長

板垣委員。

板垣委員

文書管理のところからお伺いいたしますけれども、データとして保存される限りにおいては、要求においていつでも開示できるというような形に変更するべきではないかと思うんですよね。以前は文書として、書類として保存しなければならないから量が膨大となるから5年以上のものはもう廃棄して構いませんよという形になっていたと思うんですけれども、データとして保存スペースも十分確保できるような状態で確保できるのであれば、規定を見直していつでも情報として開示できるようなそういう形にするべきではないかと思えますけれども、再度見解をお伺いいたします。

それからこの基幹系情報システム管理事業についても今後の推移はそれまでは6,700万円ぐらいだったものが29年度に1億1,000万円あまりの予算を考えているということですが、これもやはり新庁舎建設の絡みなのかどうかちょっとお伺いをいたします。

それからよくわからないんですけれども、調べてみないと分からないのですけれども、非常にこれらの管理事業は高額なわけですが、これらの特に委託料あるいは使用料、賃借料等については、債務負担行為扱いになっているのかなと思えますけれども、この債務負担行為との整合性は十分とれているのでしょうか。一つの例で構いませんからできれば説明していただければと思います。

橋本委員長

安田課長。

安田行政管理課長

まず文書管理の分ではありますが、文書管理は基本的には1年、3年、5年、10年、あとそれ以上という形に現在なっています。これについては、国もそうですし他の自治体もそうだと思いますが、やはり文書の重要性に応じて当然市で保管をしなければならない年数を定めております。それ以上になりますと板垣委員の言うように全てデータで残せるとなれば、どの書類も全部永年保存というような形になってきます。当然文書を管理していく上で廃棄するものは廃棄する。残すものは残すという形で管理をしていく必要があるのではないかなと。データで残すことは可能だとは思いますが、実際にはそうなりませんと逆に煩雑すぎて全ての文書を残さなければならないということになりますので、やはり規程どおり今、紙ベースで残している部分で逆に廃棄がされてなくて膨大な量になっているという事実もありますので、規程に合わせた管理をしていくことが今後必要になると考えているところです。

次に先ほどの基幹系の情報システムの推進計画で29年ということでありまして。先ほど28年度は新庁舎ネットワークと言いました。29年については、現在使っている基幹系のサーバー更新時がちょうど29年にくることから、それに向けての推進計画というふうになっています。

それと債務負担の関係の貸し付けの部分ですが、基本的にはハードウェアは債務負担行為という形で、保守については単年度契約という形で行っているところです。

橋本委員長

ほかにございませんか。

川崎委員。

川崎委員

それでは1点だけお願いをいたします。ページは103ページの自主防災組織及び自主訓練費用に関連して、先般台風による水害がありました。我がまちも自主防災組織の育成事業やら防災訓練等を行っています。最初にこの26年度の決算から今回の鬼怒川の状況を見てどういうふうにお考えになるかをお聞きしたい。

大きな災害があったわけですが、北広島としては例えば、津波のようなことは考えられないだろうと。そうするとこの間起こった、その状況というのは考えられるだろうというふうには思います。そうなったときに、これは56台風の時からわれわれはそういう経験をしてきているわけで、そこから学んだものを今まで積み上げてきたわけですが、今年のあの状況を見たうえでさらに積み上げていく必要があるのか。今までの実施状況でい

こうとしているのか。その辺についてまず所見をお伺いしたいと思います。

橋本委員長

及川課長。

及川防災・庁舎建設推進課長

北広島市には輪厚川がありまして、昭和 56 年の災害等を経験しております。あのような状況を見ますと、今後についてもやはりまず河川が決壊等をおこさないようにしていくことが必要であると思っています。そういう面では開発局や道とも協議を重ねて、やはり輪厚川には脆弱な箇所というのはありますので、そういう箇所をできるだけ強化していく方向でまずは進めたいと考えています。なお現在、河川の氾濫同様、地震についても非常に危惧されるものと考えています。地震に関しましては現在、北海道において被害想定の見直し等が行われており、今年度末に発表される予定となっていることから、そちらも加味して対応していきたいと考えています。

また、災害時における避難所の早期開設、停電対策、冬期間における防災備蓄品の充実等も含め、今後についても実施したいと考えているところです。

橋本委員長

川崎委員。

川崎委員

そこで、この決算に入りたいのですが、自主防災組織事業というのは随分前からやっておりますし、国のほうも自主防災組織を立ち上げてくださいよということで、いろいろ市のほうにもお願いをしているというふうに思っております。そこで、今この北広島で小さな 10 戸で組んでるような自治会は、なかなかそういう防災組織を立ち上げられると思わないので 100%にはいかないと思うけれども、今、市に町内会、自治会として報告を受けている組織で、防災組織の組織達成率はどのくらいなのでしょう。

橋本委員長

及川課長。

及川防災・庁舎建設推進課長

自主防災組織は、26 年度末は前年 25 年度より 4 団体増えて 72 団体となっています。26 年度末では組織率、全世帯数における加入数、57.6%となっていました。

また、今年度大幅に伸びていまして、9 月末現在では 26 年度末より 19 団体増え 91 団体となり、組織率は 12.6%アップの約 70%となっているところです。

橋本委員長

川崎委員。

川崎委員

そこで自主防災組織というのが、例えば、大きな組織を作って町内会が寄って連合町内会が1つの組織を作るとか、そういうところはあるのかないのか。

橋本委員長

及川課長。

及川防災・庁舎建設推進課長

現時点においては、連合町内会単位での自主防災組織というのはありません。また、市側の考え方としては、連合町内会という規模になると、なかなかよく人の顔が見えず、組織が少し大きくなり過ぎるのではないかということで、最も適しているのが個別の町内会単位、またはマンションの管理組合ぐらいの単位で組んでいただくのが、実際に災害が起きた時に、一番スムーズに対応が可能なのではないかと考えているところです。

橋本委員長

川崎委員。

川崎委員

それは間違いないことなんですよ。この自主防災組織をつくろうと国が方針を出したのが阪神大震災の経験からですね。なぜこういう組織をつくろうとしたのかというのは、阪神大震災でも、例えば中学校とか小学校とか大きな避難場所にはきちんとその中で組織が、いわゆる行政が絡んでやっている。だけどよくテレビで見ましたけれど、車で数家族、町内会単位でどうしてもやらなきゃならない。そういうところに向けた自主防災組織を立ち上げましょうということですね。それらに対して、今度は行政側としての関わりというか、今は備品だとかそういうものだけでやっているようだけど、その自主防災組織への市としての関わり、教育というかそういう理念も含めて何か考えているのか。それとも育成事業というぐらだからそういった育成をしているのかどうかこの部分についてご説明をしてください。

橋本委員長

及川課長。

及川防災・庁舎建設推進課長

自主防災組織はただ数をつくって100%を目指すというふうには考えていません。現在の防災担当としての活動としては、まず一つ目の大きなものとしては出前講座を催しています。自主防災組織から依頼がありましたら、その地域の状況を、地形ですとか避難経路ですとかそういうものを勉強します「DIG」を行っています。ほかには避難所開設をゲーム形式で行う「HUG」についても申し出があったときに対応しています。

また、防災資機材等についても貸し出し等を行っています。ただ貸し出しだけでは使い方がわかりませんので、防災資機材はどのように使うものなのかという講習や、災害の備蓄品としてはこういうものがあるんですよということで、現物を持って行き、それをお見せし、まずは自助ということで自主防災組織を通じて、各家庭でそういうものを準備していただきたいということをお話しさせていただいているところです。

橋本委員長

川崎委員。

川崎委員

そこでお聞きしたいのですけれど、91組織のうち出前講座を26年度で行ったのはどれくらいなのか。そしてそういった事業とかそういったことがあるという数値はどのような形でやっているのか。説明してください。

橋本委員長

及川課長。

及川防災・庁舎建設推進課長

26年度は、やはり震災から少し年数が経ってきたということもあり出前講座は年間13件でした。しかしながら当市においても昨年9月に避難勧告を出す輪厚川の増水があったことから、それを契機として非常に多くの自主防災組織から出前講座の要望をいただいております。27年9月末現在で既に14件となっており、今後も予約が入っている状況から、約30件に達するのではないかと考えているところです。

橋本委員長

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶものあり)

橋本委員長

以上で、総務費のうち、出張所費を除く総務管理費、企画費の企画総務費、都市計画調

査費、広報費、交通対策費のうち、生活バス路線確保対策事業、市民生活費のうち、男女共同参画推進事業、市民協働推進事業のうち、市民協働推進事業、市民参加推進事業、地域住民生活等緊急支援費、徴税费、選挙費、統計調査費及び監査委員費の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 11 時 46 分

再 開 11 時 48 分

橋本委員長

休憩を解き再開いたします。

次に消防費の質疑を行います。

中川委員。

中川委員

それでは日頃火災、あるいは一部に救助ということで消防の皆様には北広島市民の命を守るために日頃活動していただいております。私のほうからは 1 点だけ。26 年度に消防団の支援事業ということで、消防団の PR 活動あるいは火災予防啓発活動とかいろいろ消防団にかかる場合がございますが、昨今、やはり消防団員のなり手が無いといえますか、消防団に希望してもなかなか勤務の状況で消防団にならないというお話を非常に聞いております。最初にこの PR 活動をして 26 年度の消防団員の人数の充足率がどれくらいだったのか、お聞きさせていただきます。

橋本委員長

谷口課長。

谷口消防本部総務課長

27 年 4 月で定員 120 名のところ 106 名となっており、9 月現在では増えまして 116 名ということになっています。

橋本委員長

中川委員。

中川委員

ありがとうございます。まだ充足の中に 4 名ほど足りないということで、非常に増やしていらっしゃるのには大変敬意を表しますし、この PR 活動においてはなかなか住

民のほうにも周知といいますか、消防団の活動というのがどういう活動をしているのかというのが具体的に皆さんに見えてこないの、果たして私ができるのだろうか、僕ができるだろうかという方が多いというふうに考えると思いますけれども、そのPR活動の仕方といいますか、どのように周知をしていくのかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

橋本委員長

谷口課長。

谷口消防本部総務課長

消防団のPR活動等に関しましては、まず広報等でも募集をしています。そのほか元気フェスティバル、または地域での催し物の中で消防団のPRを行っています。

橋本委員長

中川委員。

中川委員

そういう活動の中で直接消防団に入りたいという方が来て、実際面接をしてというのは各分団長がおやりになるのか消防本部のほうでやるのかはわかりませんが、その辺は入って来られたときに、すぐ対応できるものなのか。言っていることは確かに消防団に入りたいと来たけれども、なかなか入っても活動がこの先難しいのではないのかなというようなことでお断りした例はあるのかどうかお聞きいたします。

橋本委員長

谷口課長。

谷口消防本部総務課長

まず各地域の分団長と面談することになります。その中でどういった活動をするかですとかお話が聞けると思います。それで分団長がこの方は今後やっていけるだろうということで推薦をいただきまして、その推薦をもって市長の承認を得て、消防団長によって任命するという形になっています。

橋本委員長

中川委員。

中川委員

ありがとうございます。それでは今まで消防団員の活動としてはどのような活動を

されたのか。たぶん訓練では消火訓練等をやると思うんですけども、火災が起きたときにそういう活動もしているのか。あるいは違うところで消防団員を招集しているのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

橋本委員長

田埜次長。

田埜消防本部次長

消防団の活動については、各種火災のうちほぼ大きな火災になった時に招集しております。あと、現在はないのですけれども、水害等が発生した場合についても消防団を招集して活動していただいています。

橋本委員長

中川委員。

中川委員

これは要望になるのかわかりませんが、今先ほど総務のほうでもありました自主防災ということで各町内会をつくっております。そういう消防団、あるいは消防団本部、あるいは市役所として連携をしたそういう活動というものが今後やれるのか。あるいは、そういう形のものが私は必要ではないのかなと。その中で消防団のPR活動というのもできるのかなというふうに思うのですけれども、途切れ途切れに水防やってるよ、あるいは自主防災をやってるというのですけれども、消防、あるいは消防団と市民の関わりというのが非常に薄いような気がするんですよ。その辺を今後どう考えていくのか、お聞かせいただいて終わりたいと思います。

橋本委員長

谷口課長。

谷口消防本部総務課長

委員がおっしゃるように現在も消防団としてはPR活動を行っていると考えております。今後もそういう団員の募集も含め、地域に消防団があるということをPRして活動しているのだということを今後も考えていきたいと思っています。

橋本委員長

中川委員。

中川委員

自主防災とかいろんなことをやっているところにも消防団員もやっぱり入って同じような訓練をするというか、そういうような防災をやったかどうか。その中でいろんな消防団のPRができるのではないかなと言っているのだけれども、それはどうですか。

橋本委員長

田埜次長。

田埜消防本部次長

住民と消防団の関わりということで委員おっしゃっているのですけども、一応、市の行っている水防訓練、これについては各地域の自治会の方が来て消防団の活動を実際に見てもらっています。そのような状況の中で、今後についても積極的にそういった地域の催し物に出向くような体制について検討していきたいと考えています。

橋本委員長

ほかにございませんか。

坂本委員。

坂本委員

この北広島は自衛隊のないまちです。水害、積雪による災害などがあつたときにもそういう消防団の方々の力というのを大いに発揮できるのではないかと思います。そのためにやはり小学校、中学校、高校等教育の現場もたくさんございますので、そういうところで消防団の活動というのをPRしながら今後の若手の育成に力を入れていっていただきたいと思ひます。

橋本委員長

谷口課長。

谷口消防本部総務課長

消防団とも今後そういうことを協議して考えていきたいと思ひます。

橋本委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

橋本委員長

以上で消防費の質疑を終わります。

それでは 13 時まで暫時休憩といたします。

休 憩 11 時 56 分

再 開 13 時 00 分

橋本委員長

休憩を解き再開いたします。

次に、公債費、諸支出金、職員費、予備費及び実質収支に関する調書、財産に関する調書の質疑を一括して行います。

質疑のある方いらっしゃいますか。

板垣委員。

板垣委員

それでは職員費に絡んで、もう何回も取り上げていますけれども、職員の残業について、時間外勤務についてお伺いをいたします。去年の決算でも取り上げたと思いますけれども、1 年前に比べて時間外が非常に増えているのではないかというようなことで取り上げましたけれど、色々な対策を講じると市長は約束をされましたけれど、残念ながら結果だけを見ますとそういう対策が功を奏していないというように言わざるを得ないわけです。それで全体を見てみますと、平成 25 年 1 人当たり平均の残業時間が 209.2 時間だったものが 26 年度は 228.2 時間と、約 20 時間くらい年間の残業時間が増えているわけですよ。どうしてこのようなことになるのかというわけですが、いただいた資料を課別に見てみますと、課別のワースト 1 が職員課ですね。職員課がなんと 1 人当たり平均で 640 時間。6 人の職員の方がいますけれど、残業がつけられる方だけで 3,839 時間で、1 人当たり平均で 640 時間くらい。秘書課がお 2 人で 427 時間ですか。それから福祉課が 17 人おりますけれど、1 人当たり平均で 460.4 時間。それから選挙管理委員会は特殊だったと思いますけれど、499 時間。あるいは教育総務課が 446 時間。社会教育課が 436 時間。年間の 1 人当たりの残業時間が 400 時間以上の課を申し上げたんですけれども、なぜこのように多くなっているのか。その辺のところからお伺いいたします。

橋本委員長

千葉課長

千葉職員課長

平成 21 年頃より時間外勤務が増加傾向になったことは事実です。平成 21 年頃から増加

しているのですけれども、時間外勤務を縮減するにあたり、ここ数年、各所属長あてに時間外の縮減に努めるよう努力することという通知を出しながら毎年取り組んでいるところです。ただ、職員数でいいますと、平成 17 年に 523 名おりました正職員が平成 24 年度以降 469 名ということで、これは行財政改革の一環でコスト縮減の絡みで組織のスリム化を図りながら人員を減少させていこうということです。このような中、組織の改編を幾度と繰り返しながら公務にあたっているわけですけれども、長期的に続いている残業については、各部局におきましてそれぞれ急な制度改革ですとか法律の改正に伴います事業の増等、通常と異なった業務が増加しているということが現実にございます。このことから平常業務において、処理しきれない部分が時間外に移行していると。また、職員が減少するのに伴いまして、この 10 年間で退職した職員が大量におりまして、ここ 5、6 年の間で 4 分の 1 程度職員が入れ替わって若返りを図っているところです。この中でベテラン職員が若手職員に知識伝承しながら、公務をなるべく効率よく図れるように努力していくところです。

橋本委員長

板垣委員。

板垣委員

実態についてももう少し詳しくお伺いいたしたいんですけれども、資料要求で時間外勤務上位 10 人について提出いただきましたけれど、一番時間外が多かった方が、去年は 1,100 時間くらいだったと思いますけれども、今年は総務部総務課の方で 1,264 時間。1 人で。次が保健福祉部福祉課で 1,219 時間。3 番目がやはり総務部職員課で 1,016 時間というような状態ですね。一つお伺いしたいんですけれども、厚労省が言っている過労死のラインにこの方たちは匹敵するのではないかと思うんですよね。厚労省の過労死ラインというのは、年間通して月 80 時間以上の残業をしている方ですか。ですから 960 時間ですか。あるいは前の月の残業が月 100 時間を超える方。あるいは、6 カ月で見ても、これは過労死ラインとは言わないかもしれませんが、6 カ月平均 45 時間以上の方々は、体調異常を起こす危険性があるというように言われていますよね。このような過労死ラインを越える方々が、去年もいたし、今年もこうやって増えているわけですよ。これが結果的に放置されているとしか言いようがないと思いますけれど、まず 1,264 時間の時間外をされた方の勤務の実態はどうなんですか。例えば、土日出勤がどのくらいあったのか。平日の残業がどのくらいなのか。お聞かせください。

橋本委員長

千葉課長。

千葉職員課長

時間外勤務の上位者の勤務状態ですが、平日は22時くらいまでの超勤。特に職員課については、昨年も実施した職員採用試験がこれまでとは趣向を変えた試験の方式で回数が多かったことがありまして、大体採用試験を1回行いますと土日がそれにかかることとなります。この試験が4回から5回程度ありましたので、土日の日中、朝から夕方までの勤務があったということになっています。

橋本委員長

板垣委員。

板垣委員

土日出勤が15回とかそれ以上あったという形になりますよね。さらに平日の勤務が一応17時から22時までということで、色々休憩時間を差し引いても大体4時間から4時間30分ですか。こういう状態でこの人は年間どの程度休日が補償されたんですか。

橋本委員長

千葉課長。

千葉職員課長

それぞれ何日休みをとったかという個人的な日数はわかりませんが、例えば職員課の場合、土日出勤は概ね6月から10月くらいまでの土日が多いので、それ以外の土日については休めておりますし、夏休み等も取っている状況です。

橋本委員長

板垣委員。

板垣委員

休みを取っているにしても6月から10月ぐらいはほとんど土日休まずというような状態ですね。こういうような状態で体調維持も大変だったんですよね。時間外というのは通常は緊急やむを得ない場合というように限られているわけですね。公務員が時間外勤務というのは。ところが実態としてはそうじゃないわけです。こういうような職員採用試験はもう1年以上前から決まっているわけですから、スケジュール化できるわけですね。そういった時の対応を取っていないというようなことがはっきりと表れているのではないかなと思うんですよね。体調を崩されている方、あるいは家庭の問題も起こされてる方も、もしいたら大変なんですけれども、そういう勤務による体調不良、あるいは病欠をされている方などについては何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

橋本委員長

千葉課長。

千葉職員課長

時間外勤務が増加したことによる休職とか休暇についてはありません。また、時間外勤務が月 80 時間を超過した場合については、産業医による健康相談を必ず受けるようにということで、職員課のほうから各所属長と本人に通知を出しまして、そういった状態になった場合は毎月 1 度産業医の面談を受けて健康状態のチェックを受けるということを今実施しております。

橋本委員長

板垣議員。

板垣委員

体調不良を起こせば当然ながら時間外もできなくなるわけですね。通常の勤務すら困難になるわけですから、日常の通常勤務においてのハードな勤務状態で体調不良を起こされている方はいらっしゃるのではないかと思いますけれども、原因はともかくとして、病欠をされている職員の方はどのくらいいらっしゃるんですか。

橋本委員長

千葉課長。

千葉職員課長

本年に入り、長期の病気休暇取得者は 8 名です。この 8 名のうち先ほどから申し上げております、時間外とかそういうことによる休暇者はおりません。

橋本委員長

板垣議員。

板垣委員

出産だとか育児だとかの休暇の方はどのくらいいるのか。出産育児休暇への対応をどのようにされているのかお伺いします。

橋本委員長

千葉課長。

千葉職員課長

産休や育児休業を取っている職員については、平成 26 年度は 10 名、平成 27 年度は 8 名います。所属先には、臨時職員または非常勤職員、任期付職員ということで、代替職員を基本的に配置することとしています。

橋本委員長

板垣委員。

板垣委員

時間外の勤務については、縮減をするために各部局で方策をとることになっていたと思うんですけども、各部局の方策もどうなのか。市全体として時間外勤務の仕組みにどの程度、どういった形で取り組んでいるのか。これはもう改めて市長に出席いただいた決算特別委員会で質していきたいと思いますので、今日のところは終わります。

橋本委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

橋本委員長

以上で、公債費、諸支出金、職員費、予備費、及び実質収支に関する調書、財産に関する調書の質疑を終わります。

以上で当分科会の審査の全日程を終了いたしました。

お諮りいたします。決算審査特別委員長への審査経過の報告については、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

橋本委員長

ご異議なしと認めます。正副委員長に一任と決しました。

なお、総括質疑を行う委員については、通告書を 10 月 20 日午後 3 時までに事務局へ提出を願いたいと存じます。

以上もちまして、決算審査特別委員会総務分科会閉会を閉会いたします。

長時間まことにご苦労さまでした。(13:17)

委員長